

資料提供年月日	平成26年2月14日	
問い合わせ先	課名	総務企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 中野 副主査 沼本

広 報 連 絡
 < 市長記者会見資料 >

1 件 名

平成26年2月定例市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

- ・ 岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について（甲第22号議案）
- ・ 岡山市西部リユースぷらざ条例の制定について（甲第69号議案）
- ・ 岡山市たけべ八幡温泉条例の制定について（甲第79号議案）
- ・ 岡山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について（甲第87号議案）

担当課名	行政改革推進室
担当者名	室長 福山 担当課長 後河
連絡先	803-1096 内線：3713

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(甲第22号議案)

1 改正理由

平成26年度機構改革においては、簡素で効率的、効果的な組織を基本としつつ、危機管理部門の全庁統括機能の強化のほか政策の推進に係る体制整備、組織の廃止・再編を行う予定です。

これに伴い、市長の直近下位の内部組織（局、室）の設置及びその所掌する事務について定めた本条例について、必要な改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 消防局危機管理課を改組し、市長直属の「危機管理室」を設置

3 施行期日

議会議決後、平成26年4月1日から施行する予定です。

担当課名	環境施設課
担当者名	西部リサイクルプラザ 担当課長 近藤 副主査 藤澤
連絡先	803-1311 内線：3981

岡山市西部リユースびらざ条例の制定について

(甲第69号議案)

1 目的

資源循環型社会の構築を市民と協働して形成していくため、市民自らが廃棄物の減量及び再資源化並びに再生利用の体験及び学習をすることにより、ものを大切にすることを養い、快適な生活環境づくりとリサイクル社会の形成、地球環境の保全に資するための西部リユースびらざを設置する等のため、本条例を制定しようとするものです。

2 経緯

市民に廃棄物の減量及び再資源化並びに再生利用の体験及び学習をする機会を提供することにより、リサイクル意識の高揚、排出抑制や減量化等の取り組みの推進及び資源循環型社会を市と市民が協働して形成するための拠点施設とするため、平成13年9月オープンの東部リユースびらざに続き、平成27年1月オープンを目指して西部地区に整備中の西部リサイクルプラザ内に西部リユースびらざを設置することとなりました。

3 西部リユースびらざの所在地

岡山市北区野殿西町428番地2

(西部リサイクルプラザ内)

4 条例の概要

設置目的、名称及び位置、設置目的を達成するための事業内容に関する事、指定管理者による管理に関する事及び指定方法等、施設の使用に関する事、使用料に関する事その他施設の管理等について、本条例に規定します。

5 施行期日

議会議決後、平成27年1月1日から施行する予定です。ただし、指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる規定は、公布の日から施行します。

担当課名	観光コンベンション推進課
担当者名	課長 橋本
連絡先	803-1333 内線 4530

岡山市たけべ八幡温泉条例の制定について
(甲第79号議案)

1 目的

「たけべ八幡温泉条例」は、本市が所有する天然資源である建部町八幡温泉を活用して、住民の健康増進と福祉の向上及び観光振興を図るための拠点施設として、たけべ八幡温泉を設置するためのものです。

2 経緯

旧建部町と合併時に策定した新市基本計画に基づき、既存施設である「サンタケベ」「建部町温泉会館」の再整備について建部町合併特例区協議会などとも協議を行い、サンタケベ側に機能集約することとしています。この方針のもとサンタケベを解体し、平成27年春オープンを目指し当該敷地に鉄筋コンクリート平屋1,217.73㎡のたけべ八幡温泉を整備するものです。

3 条例の概要

「たけべ八幡温泉条例」は、施設の設置目的を達成するため、次の業務について規定します。

- ・ 公衆浴場業務
- ・ 建部の観光等の情報の提供業務
- ・ 温泉水販売業務
- ・ たけべ八幡温泉のサービス向上業務
- ・ たけべ八幡温泉の利用促進に関する業務
- ・ その他たけべ八幡温泉の目的を達成するために必要な業務

たけべ八幡温泉の管理に関しては、指定管理者による管理運営が可能な条例としており、利用料金は、次の使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとしています。

- ・ 日帰り入浴 大人800円 小人400円※入湯税含む
- ・ 家族風呂 2,000円/60分 ※入湯税含む
- ・ 会議室 1,300円/60分 ※冷暖房は基本料金の5割を加算
- ・ 個室、多目的スペース 1,000円/60分
- ・ 温泉水給湯施設 200円/100リットル

4 施行日

議会議決後、平成27年4月1日から施行する予定です。ただし、指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる規定は、公布の日から施行します。

担当課名	都市計画課
担当者名	課長 林
連絡先	803-1372 内線：3632

岡山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を 改正する条例の制定について（甲第87号議案）

1 目的

（1）「行政主導のまちづくりから市民協働のまちづくりへ」の実現を図る

地区計画は、用途地域等の制限に加えて、地区レベルで建築物の用途や形態等について、まちづくりのルールを定めることができる制度であり、本市では、現在18地区で地区計画を決定しておりますが、これらはすべて行政が主体となって案の作成等を進めてきたものです。

近年、都市計画への住民参加の要請が従来にも増して高まってきていることから、平成24年3月に策定した都市計画マスタープランでは都市づくりの目標として、「行政主導のまちづくりから市民協働のまちづくりへ」を掲げ、地区住民主体の地区計画制度の推進を図ることとしています。

本条例は、住民等が自ら考える地区計画等の原案を行政に対して申出できる地区計画等の申出制度等を新たに規定し、案の作成手続における住民参加機会の拡充を図ることで、この目標の実現をより一層推進しようとするものです。

（2）要望の増加に対応し、地区計画等の案の作成手続における円滑な運用を図る

本市では現在、市街化調整区域の地区計画運用指針の策定を進めており、一定の条件の下で、市街化調整区域においても地区計画を定めることが可能となることから、今後、住民等からの地区計画等の要望が増加するものと考えています。

本条例で規定する地区計画等の申出制度は、これらに対応するため、具体的な地区計画等の申出方法を明らかにし、地区計画等の案の作成手続における円滑な運用を図ろうとするものです。

2 条例の概要

都市計画法に基づき、住民等による地区計画等に関する都市計画の決定や変更、原案の申出の方法について、申出者や地区計画の区域、地権者の同意状況等に関する具体的な要件を本条例に規定します。

3 施行期日

議会議決後、平成26年4月1日から施行する予定です。